

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県公営企業管理規程第3号

富山県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局企業職員給与規程（昭和41年富山県電気局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第8条の表を次のように改める。

事業所名	所在地
発電管理所	富山市八尾町須郷
発電管理所小矢部川支所	南砺市太美館

別表第2の表中

「

8級	3種	94,000円
----	----	---------

を

「

8級	3種	94,000円
	4種	84,600円

」

に改める。

別表第3の表中

「

8級	3種	79,800円
----	----	---------

を

「

8級	3種	79,800円
	4種	71,800円

」

に改める。

附 則

この管理規程は、令和7年4月1日から施行する。

(企・経営管理課)

富山県企業局文書管理規程の一部を改正する管理規程を公表する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県公営企業管理規程第4号

富山県企業局文書管理規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局文書管理規程（昭和62年富山県公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第28条中「同じ。）」の次に「のうち次に掲げるもの」を加え、「押さなければならない」を「押印するものとする」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 法令等、条例、管理規程その他の規程により公印を押印する必要があるもの
- (2) 県又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼすもの
- (3) 事実証明に関する文書その他その内容が真正であることを証明する必要があるもの
- (4) その他特に公印を押印することが必要であると認められるもの

第35条中「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

附 則

この管理規程は、令和7年4月1日から施行する。

(企・経営管理課)

富山県企業局の契約に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定め、公表する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県公営企業管理規程第5号

富山県企業局の契約に関する規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局の契約に関する規程（昭和63年富山県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100万円」を「160万円」に改める。

第14条第2項中「100万円」を「160万円」に改める。

第33条第1項第1号中「250万円」を「400万円」に改め、同項第2号中「160万円」を「300万円」に改め、同項第3号中「80万円」を「150万円」に改め、同項第4号中「50万円」を「100万円」に改め、同項第5号中「30万円」を「50万円」に改め、同項第6号中「100万円」を「200万円」に改める。

附 則

この管理規程は、令和7年4月1日から施行する。